

労役場と慈善学校

—西欧近代初頭における貧民の「閉じ込め」をめぐる—*

乳 原 孝

序

われわれの社会の到る所に存在する学校という施設、特に義務教育としての学校、の由来を尋ねることは、その今日の意味を知るうえでも重要であろう。フィリップ・アリエスは、『子供の誕生』のなかで、近代の初等教育の起源の一つが西欧の17世紀に貧民の子供のために設立された慈善学校であると述べている^①。アリエスのこの説を詳しく検討することは別の機会に譲ることにして、ここではそのような慈善学校が、同じく貧民などの働かない人々を閉じ込めて矯正するために設立された〈労役場〉^②と密接な関係を持って誕生したことに焦点を合わせ、慈善学校の成立が、西欧近代初頭に行われた貧民の「閉じ込め」の実践の一環をなすことを明らかにしたい。

そのためにはまず、貧民の「閉じ込め」に至る過程を素描しなければならない。

16世紀における貧民

西欧社会も16世紀を迎えるようになると、中世以来の伝統的な貧民観が大きく変化し始める。中世社会においては、貧民は「イエス・キリストの貧民」として見なされ、彼らに施しを与え救済することによって、自身の魂の救いを求めるという宗教的な慈善行為が、教会によってだけでなく、広く一般的に行われていた。こうした慈善行為はあくまでも自分自身の救霊のためであって、

貧民は言わばその手段でしかなかったのであるが、人々は貧民の中に神聖なものを見、施しを与えたのである。貧者に直接、食糧や衣服、金銭を手渡す直接的な慈善行為と同時に、遺言による死後の慈善も、富者によってだけでなくかなり一般的に行われていた⁽⁶⁾。

しかし16世紀にはこうした貧民に対する観念も、農村の甚だしい窮乏化によって、また困い込みによって、大量の貧民が都市になだれ込んで来るようになると、やがて彼らに対する嫌悪感や恐怖感へと変化していく。貧民に対する不信感や恐れには様々な理由があった。それは彼らが、盗みや放火、暴行や殺人などあらゆる犯罪を行う可能性があるという恐れ、また伝染病をもたらすのではないかという危惧と同時に、何よりも彼らが集団で反乱を起こすのではないかという恐怖感からであった。このような貧民に対する嫌悪感は、中世末期14世紀の人文主義者達によっても早くも語られていたのであるが、この時期にはより顕著となり、トマス・モア、エラスムス、コルネリス・アグリッパ、ファン・ルイス・ビーベスなどの人文主義者達は、乞食、放浪者、貧民に対する取締りの強化を主張し、社会に大きな影響を与えた。とりわけ重要なのは、スペイン生まれの人文主義者、ビーベス Juan Luis Vives の活動であり、彼が1526年に著した『貧民救済論 ないしは人間的必要について』は西欧中で反響を呼び、貧民政策に重要な影響を与えた。彼は乞食行為の禁止、有能貧民に対する強制労働、救済財源の中央集権化、貧民の子供達のための学校の設立などを主張している⁽⁷⁾。

この時期は宗教改革の時代であるが、改革者達も貧民の問題に関心を持っていた。しかし彼らにはもはや貧民を神聖視する態度は見られないのである。ルター、カルヴァン、ツヴィングリにとっては、貧困は有徳のものでも、罪を清めるものでもない。彼らにとっては貧困は怠惰の結果なのであり、神の懲罰である。労働こそが神聖なのである。従って貧民に対する慈善は、意味をなさない不必要なものということになる。このような貧民と慈善に対する聖職者の態度の変化は、彼らプロテスタントに限られたことではなかった。カトリックの側も、幾分時間を要するが、類似した結論に達していったのである。例えば、

ローマでは16世紀半ばには乞食行為は禁止され、彼らの閉じ込めも試みられている。従って宗教改革がこうした変化をもたらしたとは言えず⁶⁾、社会的変化に対して両者が共通の反応を示したということであろう。貧民はもはや「イエス・キリストの貧民」ではなく、社会的秩序にとって単に有害なものでしかない。だから病気や身体障害や老齢などによって働けない貧民は、最小限救済するとしても、労働能力が有るのに働かない者に対しては、強制労働を課すべきだという考え方が支配的になる。こうして貧困から神聖な宗教的意味合いが薄れ、慈善が不必要なものだと考えられるようになってくると、慈善事業は教会から都市や国家の方へその主体が移されることになる。慈善事業の世俗化である。しかし都市や国家が貧民に対したのは、社会的秩序という観点からであり、今までのような「慈善」と言った性格のものではなかった。

16世紀の20年代と30年代には西欧中で大規模な反乱や暴動が続発したが、こうした危機的状況の中で、多くの国家や都市は、貧民や放浪者に対して類似した政策を採り始める。だからこの時期は貧民政策の一つの転換点を示していると言われている⁶⁾。まず通りでの乞食行為は禁止される。そして貧民のリストが作成され⁷⁾、救済すべき最低限の貧民を選び出し、労働能力の有る貧民に対しては船上での強制労働を課したり、都市の公共事業に駆り出したりした。そしてすべての慈善施設を俗権の監視の下に置き、救貧税を課したりして救済の財源を確保しようとしたのである。こうした政策がどの程度有効であったかは疑問な面も多いが、リヨンの〈大施物会〉の設立などは注目すべき政策である⁶⁾。

労役場の創設による「閉じ込め」

さて、貧民などの働かない人々を閉じ込めて強制労働を課す労役場は、17世紀以降、西欧中で建設されていくのであるが、それは既に16世紀から始まっている。イギリスでは、1552年にロンドンの古いブライドウェルの王宮が浮浪貧民の収容施設として用いられることになり、数年後に設備が整えられた。幾つ

かの作業場が作られ、収容者に労働を課した⁶⁰。また、1575年には働かない貧民や浮浪者を矯正するために、各州に感化院 house of correction を設立するように定められた⁶¹。しかしこうした施設は、やがて貧民の労役場と言うよりも、犯罪者を罰する監獄に近い状態になっていく。

オランダでは16世紀末の阿姆斯特ダムで、男性貧民の労役場である Rasphuis と女性や子供の貧民のための Spinhuis が設立された。Rasphuis では、材木をやすりで削る仕事、Spinhuis では糸を紡いだり裁縫の仕事が行われた。これらの施設は当初、怠惰な貧民を矯正する目的で設立されたのであるが、すぐにそれは安い労働力を使って収益を上げる経済的な施設としての性格を帯びるようになる。オランダではこの後、主に主要な商業都市において類似の労役場が建設されていく⁶²。

17世紀に入ると、オランダの影響を受けて、ドイツの各都市で矯正院 Zuchthaus が建設されるようになる。ブレーメン、リュベック、ハンブルク、ダンツィッヒ、の各都市には世紀の前半に、また後半になると、プレスラウ、ニュールンベルク、ヴィエナ、ライプツィッヒ、ルネブルク、ブランズヴィック、フランクフルト・アム・マイン、ムニヒ、マグデブルク、スパンダウ、ケーニヒスベルクなどの各都市で、それぞれ矯正院が設立された⁶³。これらの労役場においても、働かない貧民に強制労働が課されたが、ハンブルクの施設の入り口には、「労働によって私は自分を養い、労働によって私は罰される」という標語が掲げてあったという。ゾートマンは、ここに労働による再社会化の思想が初めて明白に語られていると述べている⁶⁴。

フランスでも17世紀前半から、閉じ込めの試みが行われている。パリでは1610年代に、乞食を収容するために3つの施設 Hôpital des Pauvres Enfermez が作られた。1616年には2千2百人の貧民が閉じ込められていたという⁶⁵。しかしフランスで本格的に貧民の閉じ込めが行われるのは、一般施療院 Hôpital Général が各地に創設されるようになる世紀の後半からである。パリでは1656年に設立され、翌年には約6千人の貧民が収容されていた。そして1662年には王国の各都市に一般施療院を設立するように勅令が出される。フラ

ンスにおけるこうした労役場設置の動きは、聖体協会 La Compagnie du Saint-Sacrement の活躍に負うところが大きい。聖体協会は17世紀の20年代に対抗宗教改革の動きの中で設立された、強力なカトリックの秘密結社で、フランス全土に会員を有していた。彼らの信条は、新教徒や道徳的秩序に反する者達の撲滅であった。彼らは貧民を社会的悪として標的にし、貧民を一般施療院に閉じ込めることを政策にしていた。パリに一般施療院が設立されたとき、その監督官の半数を協会の会員が占めていたのである⁶⁹。大革命前には32の都市に一般施療院が設立されている⁶⁹。

イギリスでも17世紀の末になると、感化院とは別の貧民収容施設が作られる。ワークハウス Workhouse である。ブリストルの商人ジョン・ケアリーの提案を受けて、1696年にブリストルの教区が連合して2つのワークハウスが設立された。1つは女性用で、もう一つは老人、少年、幼児のためのものである。その中では、撚糸紡ぎなどの仕事が行われたが、これは貧民の中に眠っている労働力を利用して、経済的利益を得ようとする試みであった⁶⁹。当初この試みは成功したので、他の都市もこれを模倣するようになり、これ以後15年間に13の都市でワークハウスが建設された。すなわち、クレディトン、ティバートン、エクゼター、ヘレフォード、コルチェスター、ハル、ジャフッバリ、キングスリン、サドバリ、グロースター、ウースター、プリマス、ノーリッジである⁶⁹。これらの都市でも貧民を有利に雇用することによって、経済的利益がもくろまれたが、しかしやがてそれはどこでも失敗に終わり、ワークハウスは営利施設としての性格を失っていく。つまりそれは怠惰な貧民を抑圧、矯正することによって、救済すべき貧民の数を減らし、救貧税を減少させるためのものになっていくのである。1722年のナッチブル法以後、各教区にワークハウスが作られていくようになり、18世紀の前半には200近くを数えた⁶⁹。

さてこの他の国々について俯瞰することはできないが、主に17世紀以降、西欧世界の到る所にこうして労役場が建設されていき⁶⁹、西欧世界にはさしずめ労役場のネットワークと言ったものが形成される。まさに「大いなる閉じ込め」⁶⁹の時代が始まったのである。

これら様々な労役場は場所によって、また時代によって異なった性格を有している。オランダの例やイギリスの初期のワークハウスの場合に明らかに表れているように、当時の重商主義政策に則って、労役場は経済的な営利目的の施設としての顔を持つ。すなわち貧民を安い労働力として雇用するという考え方である。こういう場合は貧民に賃金が支払われている。おそらくどの国においても一時期こうした試みが行われたであろう。例えばリスとソリーは、イギリスのワークハウスが産業革命前における織物産業に果たした役割を強調している。すなわち織布部門に対する捻糸部門の不足を補うために、事業家はワークハウスの安い労働力を利用したと言うわけである⁸⁴。しかしこうした試みは、労役場で生産された商品との競争を強いられる地元の製造業者の反対や、経営管理上の困難さ、また経済の沈滞などによって、あまり長続きはしなかった。

労役場のもう一つの顔は、働かない怠惰な貧民の監禁、矯正施設である。その治療法はもちろん強制労働であった。オランダのアムステルダムで行われていた有名な矯正方法は、労働に抵抗する人間を地下室に閉じ込め、徐々に水を満たしていくというものであった。閉じ込められた者はポンプで絶えず水を汲み上げなければ溺死してしまうのである⁸⁵。このような何の経済的利益も上げない労働ではあるが、それを続けることによって怠惰に打ち克ち、労働の習慣を身につけることができると考えられたのである。こうした場合、労役場は監獄に近い状態となり、「恐怖の館」と化す。それはわれわれの社会における監獄がおそらくそうであるように、収容者だけではなく、社会の成員全体に影響を与え、彼らの心を捉えるであろう。労役場は労働倫理を社会全体に確立するための装置となる。

貧民に対する治安の問題から出発して作り出された労役場は、労働中心の近代社会が形成されていく過程において重要な機能を果たしたと思われるが、こうした貧民の閉じ込めの政策と歩調を合わせて、慈善学校が設立されていくのである。労役場が大人の貧民を閉じ込め、矯正する施設であるとする、慈善学校はそうした貧民の子供達を「閉じ込め」、彼らが怠惰で、社会にとって危

儼な人間にならないように訓育するための施設であると言えよう。

慈善学校の設立

17世紀の西欧社会は、成人貧民の閉じ込めと同様に、貧民の子供達の教育に多大の関心を寄せていたのである。だから彼らを収容して、読み書きや計算の仕方などを無料で教え、将来何らかの職に就けるように、彼らを教育するための施設が設立されるようになったのである⁸⁰。それは言わば今日の初等教育に近いものであり、子供達を規律訓練して、社会的規範を尊重し権威に従順な個人を形成していくことが重要な狙いであった。ここで取り上げる、貧民の子供を無料で教育する慈善学校もこうした動きに呼応するものである。例えばイギリスでは、17世紀以降 Charity School が王国の到る所に建設されていった。これには「キリスト教知識普及教会」The Society for Promoting Christian Knowledge の活動に負うところが大きい⁸¹。

こうした慈善学校の設立について、本稿ではフランスの状況に限定して述べることにし、他の国については今後の課題にしたいと思う。

フランスにおける慈善学校 école de charité の設立の動きにも、いくつかの宗教団体やまた何人かの情熱的な人物が活躍している。フランスにおける労役場である一般施療院の創設に貢献した聖体協会は、ここでも重要な働きをしている。例えばリヨンでは、協会の最も熱心な成員の一人であるシャルル・デミア神父 Charles Démia の活躍によって1660年代に慈善学校が開かれた。デミアによれば、貧民の子供達は、もし教育されなければ、「御し難く、放縦で、遊び好きで、神を冒瀆し、喧嘩好き」になり「飲酒、淫わい、盗み、強盗に専念し、・・・ついには国家の中で最も墮落した、また最も反逆的な者になってしまう」⁸²のである。こうした問題の解決のためにデミアは、1666年に市の役人に対し慈善学校の創設を促す「諫言」を行い、それは2年後の再版以来、フランス中に流布したのであった。彼はその死までに、16の無料の慈善学校を設立している⁸³。デミアはまた1671年に、慈善学校の教師を養成するために、サ

ン・シャルル養成所 le Séminaire Saint-Charles を組織し、そして彼はリヨンの大司教から教区のすべての学校の総監督官に指名されたのである⁸⁴。イヴ・プテが、デミアの「諫言」から彼の基本的な主張を要約しているのもので、それを引用してその考え方を明らかにしたい⁸⁵。

- ・貧民のための学校無くして、公的秩序の静穏は無い。
- ・学校は子供達が神に対する、家族に対する、祖国に対する義務を果たすように導くことを目的としている。
- ・富者は初等教育の制度を無しで済ますことができる。何故なら両親が、家庭教師や学校の教師に金を出さなくても、自分達自身で教育するからである。学校を必要としているのは貧民なのであり、従って、この学校は全く無料でなければならない。
- ・学校の支出は、教区と市町村の両方が引き受けるべきものである。
- ・無料の学校が無ければ、貧民達は職業生活に非常に有害な怠惰の習慣を身につけてしまう。
- ・読み書き計算ができることは、誠実な職業を行うために必要になる。
- ・無料の学校は、様々な産業がそこで労働力を見いだす職業安定所の役割を果たさねばならない。
- ・貴族や市民が、民衆の学校は手仕事には余計な知識を民衆に得させることによって、また野心的な欲望を彼らの内に作り出すことによって、反乱や訴訟ざたへと民衆を導くことになる、としばしば主張するのは間違いである。実際彼らは、キリスト教の学校が、謙遜、従順、正当な権威の尊敬、といった美德を持った者に貧民を形成することを忘れている。

こうした考え方を持ったデミアと聖体協会の活躍によって、リヨンには慈善学校の網の目が形成された。

またルーアンでは、一般施療院の会計係であり監督官であるアドリアン・ニエル Adrien Nyel によって、慈善学校が設立されている。彼は 1668 年まで

に、ルーアンの4つの地区にある4つの学校を監督するようになっていた⁶⁰⁾。彼はデミアと同様に、教師の養成に力を尽くした。ルーアンの教師達は施療院の中で共同生活をし、生涯独身を通したのである。

ニエルは1679年、ルーアンを離れランスに赴いた。ランスにも慈善学校を開くためである。この地で彼は一人の重要な人物に出会うことになる。それは、当時教会参事会員であったジャン・バティスト・ド・ラ・サール Jean-Baptiste de La Salle である。ニエルはラ・サールに自身の計画を披露した。彼らは大司教や市の参事達が反対しないように画策し、慈善学校を主任司祭の責任の下に置くことによって、その設立に成功したのである。そしてラ・サール自身も、ニエルの影響によって、自ら参事会員を辞し、貧民の子供達の教育に身を捧げることになる。ラ・サールは1680年に、「キリスト教学校同胞会」Frères des écoles chrétiennes を設立し、教師の養成に努めた。教師は全員平信徒であり、ラ・サールと共に厳格な規則の下で共同生活をした。彼が1705年に著した『キリスト教学校の運営』は、後々まで影響を与え続けたのである。キリスト教学校同胞会によって設立された慈善学校は、数々の困難にもかかわらず、その数を増やしていき、1719年にラ・サールが死ぬまでに22を教えた⁶¹⁾。その後も後継者によって発展し続け、フランス革命のころには、108の都市に学校を持ち、3万人以上の子供を教育していたのである⁶²⁾。こうした慈善学校を開く団体は他にもたくさんあり、フランス全土の到るところに慈善学校が存在するようになる。

このような慈善学校はもはや中世の学校のように、聖職者を養成するためのものではなく、またラテン語を教えるためのものでもなかった。その授業はフランス語の読み書きと計算、カテキスムが中心になっていて、将来の職業のための実利性が重んじられている。それと同時に規律訓練を厳格に行い、規則を守り、秩序を乱さず、権威に徒順な個人の形成が目指されている。その授業の進め方や、細部にわたる規則による管理は、われわれにとっては比較的なじみ深いものである⁶³⁾。いわば、労役場が強制労働を手段にした規律訓練によって怠惰な貧民を矯正していくものであるなら、慈善学校は学習を手段にした規律

訓練によって近代社会に適合する個人を養成するためのものだと言えよう。

さて、慈善学校と労役場が密接な関係にあったことは以上のことから明らかであろう。一般施療院の要人であったニエルが慈善学校を開いたように、そこには実際の人間的つながりもあった。またその設立の目的は、どちらも同じ社会問題に対する同じ対応から生じてきたものである。すなわち、貧民の増加によって生じた「治安維持」police⁶⁴⁾の問題に対する解決策である。それは、働かない「怠惰な」貧民達をある施設の中に閉じ込め、「労働」によって矯正しようとしたわけであり、またその子供達を将来そうした人間にならないように「教育」しようとしたわけである。労役場の中で収容者に課された労働倫理は、ボードリヤールが言うように、やがて社会全体に「逆流」し⁶⁵⁾、われわれがおそらくいまだにその中に閉じ込められているように、人々を「閉じ込め」ていくであろう。また慈善学校によって始められたことは、やがて国家がそれを受け継ぎ、義務教育として子供達を「閉じ込める」ことになる。

慈善学校が創設されだした当初、それは労役場による閉じ込めに代わる新しい方法として考えられていたのである。17世紀の人々が期待していたように、学校は実際に長年月をかけて労役場にとって代わっていったわけであり、われわれの社会はもはや労役場を必要としていないのである。

注

* 本稿は今後の実証研究のための全体的な見取り図を描くことを目的としている。

- (1) フィリップ・アリエス、杉山光信・杉山恵美子訳、『<子供>の誕生』みすず書房、1980年、p. 288.
- (2) 後述するように、近代初頭以降の西欧諸国には貧民を閉じ込めるための様々な施設が作られるのであるが、そうした施設を総称して労役場と呼んでおきたい。こうした施設はその微妙な差異を超えた共通性があるにもかかわらず、それを総称した名称はまだ存在していないからである。
- (3) Michel Mollat, *Les Pauvres au Moyen Age*, Hachette, 1978, p. 318. 英訳は、*The Poor in the Middle Ages*, Yale University Press, pp. 263-264.
- (4) C. Lis and H. Soly, *Poverty and Capitalism in Pre-Industrial Europe*, Harvester Press, 1982, p. 86.

- (5) この点については、ナタリー・Z・デーヴィス、成瀬駒男、他訳、『愚者の王国 異端の都市』平凡社、1987年、p.33 以降を参照。
- (6) C. Lis and H. Soly, op. cit., pp.94 ff. ; Jean-Pierre Gutton, *La société et les pauvres en Europe, XVI^e-XVIII^e siècles*, P. U. F., 1974, pp.102-103. ; Bronislaw Geremek, *Truands et Misérables dans l'Europe moderne, 1350-1600*, Gallimard, 1980, p.148.
- (7) 例えば、1570年のイギリスのノリッジの貧民リストには、
 ジョン・ハバード、38才、屠殺業者、皮剥ぎ場で働いている。妻マーガレット、30才、ソースを売っている。幼い子供2人。ずっとここに住んでいる。施し無し。非常に貧しい。
 ジョン・パー、54才、ガラス製造人、重病で働いていない。妻アリス、40才、糸を紡いでいる。子供7人、年長が20才、他は12才、10才、8才、6才、4才、2才、であり、子供達は羊毛を紡ぐことができる。この自分の家にずっと住んでいる。施し無し、暮らし向きは良くも悪くもない。
 といった調子で、約2300人の貧民の状態が記録されている。B. Geremek, op. cit. pp.174-175.
- (8) リヨンの〈大施物会〉については、前掲、ナタリー・Z・デーヴィスの著書を参照。
- (9) C. Lis and H. Soly, op. cit., p.118.
- (10) George Nicholls, *A History of the English Poor Law*, vol. 1, Frank Cass, 1967, p.168.
- (11) Bronislaw Geremek, *La potence ou la pitié*, Gallimard, 1987, p.278; C. Lis and H. Soly, op. cit., p.119.
- (12) C. Lis and H. Soly, op. cit., p.120.
- (13) Marlene Sothmann, *Das Armen -, Arbeits -, Zucht -, und Werkhaus in Nürnberg bis 1806*, Schriftenreihe des Stadtarchivs Nürnberg, 1970, p.2.
- (14) B. Geremek, *La potence ou la pitié*, pp.280-281.
- (15) *Ibid.*, p.283.
- (16) ミシェル・フーコー、田村 徹訳、『狂気の歴史』新潮社、1975年、p.71.
- (17) C. Lis and H. Soly, op. cit., p.127. ; 小山路男、『西洋社会事業史論』光生館、1978年、pp.54-55.
- (18) 小山路男、前掲書、p.55.
- (19) B. Geremek, *La potence ou la pitié*, p.277.
- (20) スペインではあまり発展しなかったようである。J.-P. Gutton, op. cit., pp.127-128.
- (21) ミシェル・フーコー、前掲書。

- (22) C. Lis and H. Soly, *op. cit.*, p. 128.
- (23) B. Geremek, *La potence ou la pitié*, p. 278. ; J. - P. Gutton, *op. cit.*, p. 135.
- (24) J. - P. Gutton, *op. cit.*, p. 153.
- (25) M. G. Jones, *The Charity School Movement*, Archon Books, 1964, pp. 36 ff.
- (26) Bernard Grosperin, *Les petites écoles sous l' Ancien Régime*, Ouest France, 1984, pp. 59-60.
- (27) Ives Poutet, "L' enseignement des pauvres dans la France du XVII^e siècle." XVII^e siècle, n^{os} 90-91, 1971, p. 101 ; B. Grosperin, *op. cit.*, p. 60.
- (28) *Ibid.*
- (29) Ives Poutet, *op. cit.*, pp. 101-102.
- (30) *Ibid.*, p. 103.
- (31) B. Grosperin, *op. cit.*, p. 66.
- (32) 天野知恵子, 「アンシャン＝レジーム期における『小さな学校』—研究の現状と今後の課題—」『思想』no. 741, 1986年, 第3号, p. 93.
- (33) *Ibid.*
- (34) ミシェル・フーコーは, 17, 18世紀において用いられる 〈police〉 という言葉は, 単に「治安維持」を指すのではなく, 人々の日常生活に国家が干渉していくことによって, 人々を幸福に導き, それによって国家を豊かにしていくその全体的な政策, 企てが 〈police〉 であると述べている。ミシェル・フーコー, 田村 俣訳, 「全体的かつ個別的に, 一政治理性批判をめざして—」『現代思想』1987年, 3月号, p. 71, 以降。
- (35) ジャン・ボードリヤール, 今村仁司・塚原 史訳, 『象徴交換と死』筑摩書房, 1982年, p. 60.